

# 市民後見人No.32

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.42)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会  
東京都品川区小山5-16-9 睦荘101号室

TEL : 03-3786-6321 (通話専用です／事務所不在時は、転送電話になり対応します)

FAX : 03-3786-6326 (24時間ファックス対応専用です)

MAIL : [info@shimin-kouken.net](mailto:info@shimin-kouken.net) ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

## ■実績を積み重ねよう■

### 世界成年後見法世界会議に出席して・和久井良一

10月2-4日、「世界成年後見法世界会議・横浜」が開かれ17カ国500名が参加した。

冒頭の政府挨拶で、柳田稔法務大臣は、「担い手の確保・市民後見人が必要である」、宮島俊彦・厚労省老健局長は、「介護と成年後見は両輪、身上を優先、市民後見人の普及を目指す」と挨拶されました。

成年後見先進国のドイツは、政府の推進で世話人協会システムにより人口8000万人のうち利用者は130万人で利用率1.6%、比して日本は0.1%である。

「市民後見人」、「公的支援」両分科会では、山田恵美子・品川副区長、斎藤修一・品川成年後見センター長が、それぞれ先進自治体事例として、「市民後見人の必要性と支援体制」に関することや「NPO法人市民後見人の会」のことなどを報告した。

日本の成年後見法学会は、公的支援システムの創設を訴えた。

感じたことは、NPO市民後見人の必要性を論じながらその位置づけは今ありません。尊厳ある暮らしを支え、安心ある地域社会づくりの市民活動は重要です。我々は、実績を積み重ね、名実ともにNPO法人としての市民活動推進者として、「新しい公の担い手」の構築を進めて行きましょう。

## ■11月9日、業務説明会開催■

～会員各位のご参加を～

11月9日(火)13時半から、品川区社会福祉協議会(同区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル)会議室で会員の交流を含めた業務説明会を開催します。過日実施した「会員意向調査」アンケートで、本会の各事業に対する会員の参加意向が多種に及んでいるため、その業務内容を具体的に説明し、納得のいく形で参加していただくためです。今回は特に、▽後見▽ビデオ上映会▽事務の各業務を中心に説明します。合わせて、出席会員同士の交流を図れればと考えています。ご参加ください。

なお、9日を除き11、12月に同協議会の活動室を利用できる日(原則13-17時)は以下のとおりです。11月(2, 17, 24日)▽12月(1, 8, 15, 22, 28日)です。原則、理事が詰めています。ご利用ください。

### ■会費未納会員へ■

平成22年度年会費(3000円)の未納会員は、至急、下記へお振込みください。

みずほ銀行荏原支店 普通口座1086153

特定非営利活動法人市民後見人の会(トク化イリカトウホクゾソシヨクケニノカイ)

(文責・古賀) 止